

令和8年度

08-Q521-Y1

県単空港維持管理費
消防警備業務委託

特記仕様書

令和8年2月

大館能代空港管理事務所

1 目的

大館能代空港における消火救難業務及び警備業務を適正に行うため、受注者が行う業務の仕様を定めたものである。

業務に関しては、航空法その他関係法令のほか、この特記仕様書に基づくものとする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務従事者

業務従事者（以下「消防隊員」という。）の業務時間及び配置人員等は次のとおりとする。なお、業務時間内は常に必要な人員を配置することとし、労働基準法を遵守して人員を確保すること。また、空港消防警備業務の経験年数1年以上の者が、配置者全体の半数以上となるよう配置すること。

(1) 業務時間及び配置人員等

① 消火救難業務（運用時間内は常に7名以上の従事者が常駐していること。）

業務時間 8時00分から19時30分まで（運用時間内）

配置人員 7名以上

内 訳	化学消防車運転	2名
	医療作業車運転（兼）医療救護要員	1名
	消火救難要員	2名
	化学消防車放射要員	2名

② 警備業務（常に1名以上の従事者が常駐していること。）

業務時間 0時00分から24時00分まで

配置人員 1名以上

内 訳 巡回車運転（兼）警備要員 1名

③ 次の運転免許を有する者を規定の運用時間内に常時配置すること。

・大型自動車免許	2名
・中型自動車免許	1名
・普通自動車免許	1名

④ 施設警備業務に係る一級検定合格者を1名配置すること。

(2) 当直責任者の選任

受注者は、当日勤務する消防隊員の中から当直責任者1名を選任し、事前に発注者に書面で報告すること。（当番制による勤務の場合は第3順位者まで設定すること。）

なお、事情により順位者が変更となる場合は、発注者に報告するものとする。

(3) 服装

業務の実施中は警備業法第16条に基づき常時、制服制帽等を着用すること。また、消火活動時は、発注者が貸与する耐熱服、防火服、装着品等を使用すること。

4 関係法令・条例の遵守

本業務の履行にあたり、特に次に示す法令、条例等を遵守しなければならない。

(1) 航空法

(2) 消防法

(3) 労働基準法

- (4) 労働安全衛生法
- (5) 労働者災害補償保険法
- (6) 職業安定法
- (7) 警備業法
- (8) 秋田県空港管理条例
- (9) 大館能代空港機能管理規程（セキュリティ編）
- (10) 大館能代空港機能管理規程（セイフティ編）
- (11) 空港警備業務実施要領

5 委託概要

委託業務の概要は次のとおりとし、履行に際し付随する業務を含むものとする。

(1) 空港消防通常業務

空港消防通常業務とは、空港消防業務に従事する消防隊員が消防車庫その他で行う日常の業務であり、その業務は「大館能代空港消火救難業務運用要領」によるものとする。

(2) 空港消防緊急業務

空港消防緊急業務とは、大館能代空港及びその周辺において、航空機事故や火災等が発生した場合、又は発生する恐れがある場合等に消防隊員が行うべき対応等であり、その業務は「大館能代空港消火救難業務運用要領」によるものとする。

(3) 警備業務

警備業務とは、航空機の安全運航を阻害する制限区内等への不法侵入及び航空法第53条で定める禁止行為の未然防止並びに大館能代空港敷地内の保安の維持等を図るため実施する業務であり、その業務は「大館能代空港機能管理規程（セキュリティ編）」及び「空港警備業務実施要領」により遂行するものとする。

(4) 業務補足事項等

① 空港消防業務

(出動警戒態勢)

- ア) 航空機の離発着時刻の把握や運航状況に関する情報収集を行い、緊急出動できる体制を整えること。
- イ) 到着便にあつては、予定時刻の5分前から、出発便にあつては離陸から5分後まで警戒態勢を維持するものとする。

(緊急時の対応)

ア) 施設火災

- ・ 空港施設内において火災が発生し、発注者より出動を求められた場合は、迅速に消火活動を実施すること。
- ・ 火災の規模・場所により、化学消防車による消火または消火器による消火を適宜判断し、被害が最小限に止まるよう消火にあたること。

イ) 航空機火災及び医療救護活動等

- ・ 大館能代空港機能管理規程（セイフティ編）別添1「大館能代空港緊急計画」に定める大館能代空港消防警備隊としての業務

(医療救護業務)

- ・ 医療作業車の運転・操作を行うとともに航空機事故等が発生した場合は、救難機材及び医療機材の搬出、エアートント等の設営及び負傷者の救難救護活

動を行うこと。

② 警備業務

- ア) 無線、電話等通信設備が常に稼働する状態に保つよう保守・点検すること。
- イ) 国旗、県旗の掲揚及び降旗
- ウ) 制限区域出入口ゲートの開閉、車両及び入退場者の安全確認及び誘導をすること。また、空港施設の保守点検及び工事関係者等、運用時間外の制限区域への立ち入りに伴う誘導及び安全監視をすること。なお、事前に発注者から指示のあった車両及び作業員以外は、制限区域内に立ち入りさせないこと。
- エ) 制限区域内（場周道路、エプロン、着陸帯、場周柵、門扉等）及び制限区域外（駐車場、前庭、制限区域に接する建物の外観及びその周辺）の巡回による保安警備を次のとおり実施し、必要に応じて適宜臨時巡回を行うこと。
 - ・運用時間内（1日3回）
 - ・運用時間外（1日4回）
- オ) 巡回時間は発注者と協議し、運用時間内に巡回する場合は航空機の離発着等の妨げにならないよう十分注意するとともに、制限区域出入口ゲートの出入り管理業務、消防業務、医療救難業務等に支障を来さないよう調整を図ること。
- カ) 定期便離着陸時等の混雑時は車両及び歩行者の安全誘導を図ること。
- キ) 次の場合には、大館能代空港管理事務所、北秋田警察署大館能代空港派出所等の関係機関に通報し警戒警備をすること。
 - ・航空機や空港施設等に損害を及ぼす恐れのある行為、不審者・不審物を発見した場合。
 - ・犯罪予告の情報を入手した場合。
 - ・事故・異常等を発見した場合。

③ 共通事項

- ・当空港の運用時間は、8時00分から19時30分である。
- ・空港内の諸施設の損傷及び車両事故等の防止に努めること。
- ・各業務内容に対し、発注者が必要と認め指示した事項を実施すること。
- ・細部にわたり疑義を生じた場合は、担当職員に協議すること。

6 報告等

受注者が発注者に対して報告する内容は次のとおりとする。報告書類は、あらかじめ発注担当者と打合せの上、定められた様式を用いる。なお、必要に応じて発注者の指示のもと、報告書類以外の報告書や資料等の提出を求めることがある。

(1) 報告書類

- ① 毎日報告するもの
 - ・消防業務日誌（翌日、午前8時まで）に報告）
 - ・警備業務報告書（翌日、午前8時まで）に報告）
- ② 毎月報告するもの
 - ・月間訓練計画（翌月分を当月25日までに報告）
 - ・勤務予定表（翌月分を当月25日までに報告）
- ③ 適宜報告するもの
 - ・訓練報告書

※貸与車両及び非貸与車両の点検記録、運行記録は受注者が管理し、発注者の求

めにより随時確認できるように整理・保管すること。

※訓練計画、勤務予定等に変更が生じた場合はその都度報告すること。

(2) 緊急報告

- ① 制限区域立入監視、巡回警備、その他において、受注者としての判断を超えられている案件が発生した場合は、速やかに発注者へ報告し指示を仰ぐこと。
- ② 航空機事故等の緊急出動があった場合は、事後速やかに活動記録を作成し、発注者に報告すること。

7 訓練

- (1) 消防隊員は緊急事態に対応できるように、日頃から体力の維持管理、訓練に努めなければならない。
- (2) 消防隊員は技術研修、講習会等を積極的に受講し、消防業務等の習熟に努めなければならない。
- (3) 消防隊員は、発注者が主催する航空機事故等消火救難総合訓練の計画や実施について、計画の提案や参加協力等、積極的に努めなければならない。
- (4) 受注者は、空港消防業務等に関する消防隊員の知識や技術等の習得を目的とした訓練担当者の候補者を大館能代空港管理事務所に報告し、指名を受けなければならない。なお、選出する候補者は消防業務に関し相当の経験を有する者とする。
- (5) 指名を受けた訓練担当者は、空港消防業務に関する業務のほか、緊急事態を想定した次の項目に基づく「年間訓練計画」及び「月間訓練計画」を作成し、管理事務所長の承認を得たうえで訓練の実施を図るものとする。
 - ① 基礎訓練項目
 - ・火災及び消火（火災拡大の要素及び消火方法）
 - ・使用消火薬剤の知識
 - ・化学消防車、医療作業車の構造及び機能に関して詳細の知識と的確な操作及び日常点検
 - ・空港地勢の把握（空港保安設備、消防・水利施設、空港周辺地勢等）
 - ・航空機の慣熟知識（通常及び非常脱出口の位置及び作動、燃料の種類及び燃料タンクの位置、電池の位置等）
 - ・警備業法及び関連法令
 - ・国際民間航空条約第14号付属書、航空法及びその関連法令
 - ・消防法及び関連法令
 - ・秋田県空港管理条例、消火救難体制の整備基準、消火救難業務運用要領、空港消火救難活動実施要領、空港消火救難活動実施細目、空港警備業務実施要領
 - ・道路運送車両法及び関連法令
 - ・救急救命講習
 - ② 実用訓練
 - ・泡沫消火剤の基本的用法
 - ・標準初動方式
 - ・図上演習
 - ・消火救難総合訓練
 - ・その他発注者が実施する訓練

8 物件等の貸与

発注者は次のとおり業務上必要な施設設備及び車両等は無償で貸与するものとする。

(1) 貸与する施設設備等

- ① 消防車庫（鉄骨平屋建、延床面積478.38㎡）及び付帯設備等一式
- ② 消火救難活動に必要な機材一式（消火薬剤、貸与車両燃料、その他発注者が消火救難活動に必要なと認める諸機材等。なお、補充する物品の詳細については、必要に応じ発注者が定め支給するものとする。）
- ③ 門塀、建物等の鍵
- ④ 無線機 7台
- ⑤ 耐熱服 3着
- ⑥ 防火服 13着

(2) 貸与する車両

- ① 化学消防車 3台
- ② 医療作業車 1台

(3) その他

- ① 貸与物件等は善良な管理の下に適切に使用しなければならない。
- ② 受注者は、貸与物件等が損傷、故障又は亡失したときは、直ちにその事実について詳細に書面をもって発注者に報告しなければならない。ただし、通常の使用による消耗等の場合はこの限りではない。
- ③ 受注者は、貸与物件等の損傷、故障又は亡失が自己の責に帰すべき事由によるときは、発注者の指示に従い速やかに修繕、同等品の納入、損害額の負担等により対処し、発注者の確認を得ること。
- ④ 天災その他不可抗力によって貸与物品等に損害が生じたときは、その損害の補填方法等について、発注者と協議し決定するものとする。

9 受注者が用意すべき車両

受注者は警備巡回車両として次の要件を満たす車両を準備し、使用確認及び車両使用承認を受けてから制限区域に持ち込まなければならない。

- (1) 別紙の承認条件を満たしていること。
- (2) 自動車の種別は普通又は小型とし、用途は乗用又は貨物であること。
- (3) 受注者の責任において、車体に「空港消防」と明瞭に表示すること。（マグネットシート等の貼り付けによる表示可。）また、上部に青色閃光灯をとりつけること。なお、これらに要する経費は受注者の負担とする。
- (4) 受注者の責任において、発注者が貸与する車載用無線機の取付けができること。

10 費用の負担

受注者は次の費用を負担するものとする。

- (1) 巡回車両の経費（保険料、燃料費及び消耗品費等）
- (2) 貸与する施設設備等に係る維持管理費（契約書に定める甲が負担する経費を除く。）
- (3) 貸与する施設設備等に係る什器、備品以外の必要経費
- (4) 事務用品、その他の消耗品に係る経費
- (5) 消防職員の教育訓練等に要する経費

11 契約後に提出を要する書類

受注者は契約後、次の書類を提出し発注者の承認等を得るものとする。

(1) 承認が必要な書類

① 契約後5日以内まで提出

- ・消防警備責任者選任通知書（経歴書を含む。）
- ・業務計画書（警備業法第19条第2項に定める消防・警備計画に基づくもの）
- ・年間訓練計画

② 契約後、速やかに提出

- ・組織及び連絡体制等の系統図
- ・業務の役割分担表、消防・警備経験経歴等を記載した名簿
- ・当直責任者の選任に関する届出
- ・月間訓練計画（4月分）
- ・勤務予定表（4月分）

(2) 発注者の指名が必要な書類（契約後、速やかに提出）

- ・訓練担当（候補）者の届出

(3) その他書類（契約後、速やかに提出）

- ・制限区域立入承認証の発行に必要な書類（申請書、隊員の写真）

12 その他

(1) 受注者は消防隊員の資質向上のため、空港保安防災教育センター（国土交通省所管、長崎県在）主催の研修を受講するよう努めるものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者両者協議の上、決定するものとする。